

国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部改正

国家公務員が役員として出向した期間が退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算されることとなる法人について、対象を追加すること。（第九条の四関係）

第二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十二年政令第二百七号）の一部改正

国家公務員が役員として出向した期間が退職共済年金の算定の基礎となる組合員期間（国家公務員共済組合の組合員としての期間）に通算されることとなる法人について、対象を追加すること。（第四十三条

関係）

第三 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部改正

国家公務員が役員として出向した期間が退職共済年金の算定の基礎となる組合員期間（地方公務員共済組合の組合員としての期間）に通算されることとなる法人について、対象を追加すること。（第四十三条

関係）

第四 この政令は、公布の日から施行すること。